

## 第2次鳥羽市地域公共交通総合連携計画

～路線バス・市営定期航路が一体となった  
鳥羽市コミュニティ交通の確立に向けて～

平成25年3月

鳥羽市

# 目 次

1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的な推進に関する基本的な方針 .....	1
2. 計画区域 .....	1
3. 計画期間 .....	2
4. 本市における公共交通の課題と目標 .....	2
4.1 地域公共交通体系の現況 .....	2
4.1.1 鉄道 .....	2
4.1.2 路線バス .....	2
4.1.3 市営定期航路 .....	3
4.1.4 鳥羽伊良湖航路 .....	3
4.1.5 その他 .....	4
4.2 地域公共交通に関する課題 .....	6
4.2.1 地域公共交通網全体に関する課題 .....	6
4.2.2 路線バスに関する課題 .....	6
4.2.3 市営定期航路に関する課題 .....	7
※鳥羽市の諸計画における公共交通施策の位置づけ .....	8
4.3 本計画の目標 .....	10
4.3.1 全体目標 .....	10
4.3.2 個別目標 .....	10
4.3.3 数値目標 .....	11
5. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 .....	13
5.1 計画目標の実現に向けた取り組みの基本方針 .....	13
5.2 連携計画にかかる事業の全体像 .....	14
5.3 個別事業計画 .....	15
6. 本計画の推進及び見直し .....	19
6.1 鳥羽市地域公共交通会議 .....	19
6.2 協議・検討の進め方 .....	20

別添 各年度のスケジュール

## 1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的な推進に関する基本的な方針

三重県鳥羽市は、近鉄・JR、路線バス、市営定期航路、フェリー、タクシーといった多様な公共交通手段を有する。一方、需要の面では、市民の生活交通、及び市の主要産業のひとつである観光に伴う交通がある。

本計画は、鳥羽市の多様な公共交通手段を有効に活用し、かつ生活交通及び観光交通のニーズに対応することを目的に、地域公共交通について総合的に検討し、地域にとって望ましい公共交通体系を創出するための基本的な指針を定めるものである。

なお、本計画は平成21年3月に策定された「鳥羽市地域公共交通総合連携計画」（計画期間：平成20～23年度）を継承し、鳥羽市が進める総合的かつ具体的な事業実施の基本計画として位置付けるものである。また、国の地域公共交通確保維持改善事業に基づいて鳥羽市が策定する「生活交通ネットワーク計画」の上位計画にあたるものとする。

## 2. 計画区域

計画区域は、鳥羽市全域とする。



### 3. 計画期間

第五次鳥羽市総合計画前期基本計画に合わせ、平成 24 年度～平成 27 年度の 4 年間とする。

### 4. 本市における公共交通の課題と目標

これまで、鳥羽市地域公共交通総合連携計画に基づき、鉄道と路線バス・定期航路が一体となって機能することを目指しつつ、運行（運航）の効率化や情報発信を推進するため様々な事業を展開してきた。中でも、バスについて既存路線の利便性を高め、市民生活により密着して地域活性化に寄与するよう、路線の見直し、ゾーン制運賃の導入、割引チケットの販売、鳥羽駅のバス停新設などを進めてきた。また、定期航路においては高速船の導入によるバリアフリー化や、6 隻体制から 5 隻体制への移行による運航の効率化を図ってきた。

これらの取り組みによって、バス利用者数の概ね維持や経費削減に繋がったものの、地域公共交通網全体においては乗継への不満や需要の拡大に繋がる情報発信など、対応必要な課題がまだまだ多く残る。

以下において、現状の公共交通に関する課題を整理し、その改善に向けた計画目標について示す。

#### 4.1 地域公共交通体系の現況

鳥羽市内の地域公共交通は、鉄道（JR・近鉄）、路線バス、市営定期航路、タクシーにより構成されている。以下にその概要を示す。

##### 4.1.1 鉄道

鳥羽市より北側の名古屋～津～伊勢市、及び南側の志摩市を結ぶ鉄道として近鉄鳥羽線（宇治山田～鳥羽）・志摩線（鳥羽～賢島）が運行されている。また名古屋～津～伊勢市を経て鳥羽を終点とする JR 参宮線（多気～鳥羽）が運行されている。

その中でも名古屋・大阪方面と鳥羽を結ぶ近鉄特急は、市内においては鳥羽駅のみに停車し、また近鉄・JR の駅舎が隣接するため、鳥羽駅は市の鉄道の玄関口として機能する。

市内には総合病院がなく、また高校も 1 校しかないことから、通院・通学の足として鉄道は極めて重要である。

##### 4.1.2 路線バス

鳥羽市内の路線バスは、平成 19 年度から、市内 3 路線を市の単独補助による廃止代替自主運行バスとして運行してきたが、平成 21 年 3 月に策定した「鳥羽市地域公共交通総合連携計画」に基づき平成 21 年 10 月 1 日に路線網を再編し、市内 5 路線を市の事業として市民の公募によって「かもめバス」と名付け、運賃体系をゾーン制に変更し、国の補助を受けて三重交通㈱に委託し運行している。また、伊勢市方面とを結ぶ伊勢鳥羽線は、三重交通の路線として国・県からの補助を受けて運行している。さらに、伊勢市方面との間には三重交通が観光客向けの路線バス「CAN ばす」を運行しているが、観光地と駅を経由する路線であり、生活交通として利用することは想定されていない。

バス路線網は、鳥羽駅より東側約 100m に位置する鳥羽バスセンターと、それより駅に近い位置に平成 24 年度に新設した鳥羽駅バス停を中心に形成されている。

(路線一覧)

- ・小浜～安楽島線                      ・小浜～かんぼの宿鳥羽／小涌園線                      ・小浜～鳥羽小学校線
- ・鳥羽小学校～石鏡港線              ・鳥羽～国崎線

かもめバス乗車実績

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減率 (H23/H22)
99,251 人※	226,049 人	232,042 人	102.65%

※平成 21 年度の乗車数については、平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月末の集計。

#### 4.1.3 市営定期航路

##### (1) 運航状況

鳥羽市内の離島【神島、菅島、答志島（答志、和具、桃取）、坂手島】と本土を連絡する定期航路が、鳥羽市によって運航されている。本土側の乗船場として、鳥羽駅に近い「鳥羽マリンターミナル定期船のりば」と、鳥羽マリンターミナル定期船のりばから南側約 1.4km 離れた位置にある「中之郷定期船のりば」の 2 箇所がある。

(航路一覧)

「鳥羽神島航路」

- ・鳥羽～神島    ・鳥羽～答志・和具    ・鳥羽～菅島    ・鳥羽～坂手    ・鳥羽～桃取
- ・循環便【内回り】（鳥羽～菅島～答志～和具～鳥羽）
- ・循環便【外回り】（鳥羽～和具～神島～菅島～鳥羽）

市営定期航路乗船実績

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減率 (H23/H22)
914,279.5 人	895,373.5 人	867,976 人	830,760 人	95.71%

※小人は 0.5 人として計算。

##### (2) 市営定期航路の基盤整備の取り組み状況

鳥羽マリンターミナルは平成 23 年度より供用開始され、それまでの佐田浜に代わって航路の拠点となった。マリンターミナルの前にはバス乗り場も整備され、路線バスと接続する交通結節点として位置づけられる。

#### 4.1.4 鳥羽伊良湖航路

鳥羽伊良湖航路は、鳥羽港と愛知県田原市の伊良湖港を約 55 分で結び、伊勢湾フェリー(株)が運航している。国道 42 号線にあたる海の道として高い公益性を有するとともに、両地域間の物流・交流、渋滞や災害等が生じた際の代替輸送等に資する交通手段として、地域住民の生活にとって欠かせないものとなっている。

ただし、本航路に関しては、主たる利用目的は観光利用であり、利用者も愛知・静岡・三重を中心とした広域にまたがっている。市民利用を前提とした路線バス、市営定期航路と共通の

目標を掲げることが困難であるため、平成 23 年 3 月に本市及び愛知県田原市が共同で策定した「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」に基づき活性化の取組みを進めていくこととしている。

#### 4.1.5 その他

##### (1) タクシー

鳥羽市内では 4 社がタクシーを運行しており、内 2 社は鳥羽市内に営業所を設置している。乗降の中心は鳥羽駅であり、鉄道、バス、市営定期船と連結する利用者個々のニーズに応じた運行を行っている。

なお、鳥羽市においては料金の助成など、タクシー利用者に対する負担軽減制度はない。

会社名	営業車台数	所管営業所
株式会社 三交タクシー	21 台	鳥羽営業所
伊勢交通 株式会社	3 台	鳥羽営業所
三重近鉄タクシー 株式会社	9 台	志摩営業所
三重名鉄タクシー 株式会社	3 台	伊勢営業所

##### (2) ホテル、旅館等のシャトルバス

鳥羽市内には、宿泊施設は 185 件あり、その内、約 100 施設においてそれぞれの施設と鳥羽駅間の無償送迎バスを運行している。

##### (3) 福祉移送サービス

福祉施策として公共交通機関を利用して移動することが困難な高齢者及び身体障がい者を対象に、当該利用者の居宅及び指定場所と医療機関との間の無償送迎サービスを行っている。平成 23 年度の利用者数は延人数 1,386 人である。

##### ○地区別利用者数

鳥羽一丁目～五丁目	182 人	鏡浦地区	53 人
堅神、屋内、池上、小浜	374 人	長岡地区	105 人
安楽島、高丘、大明東町、大明西町	162 人	離島地区	104 人
加茂地区	406 人	合 計	1,386 人

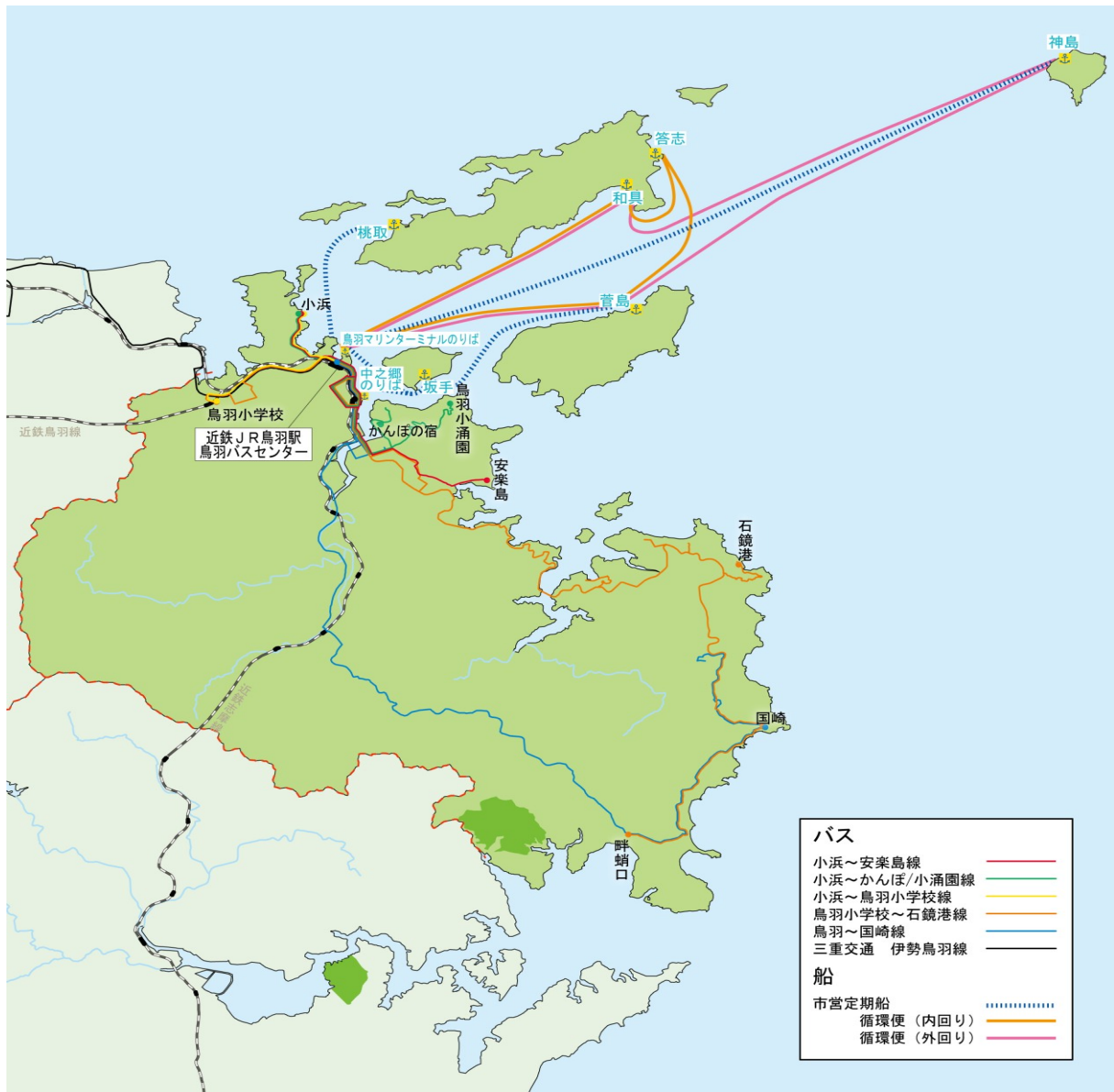


図 鳥羽市内の公共交通ネットワーク



図 鳥羽マリンターミナル

## 4.2 地域公共交通に関する課題

鳥羽市内の地域公共交通のうち主要な手段である「路線バス」及び「市営定期航路」を中心に課題を以下に示す。

### 4.2.1 地域公共交通網全体に関する課題

#### (1) 路線バスと市営定期航路の並行

佐田浜（マリンターミナル）～中之郷間においては、従来より路線バスと市営定期航路とが並行していたため、平成23年度以降、定期航路の減便とバスのマリンターミナル乗り入れによってバスの比重を高めたものの、現在も定期航路は残り、また離島から中之郷に行く際のバス乗り換えの面倒さも指摘されている。今後は、双方の利用状況を勘案しながら、効率的な輸送体系を構築するとともに、乗継の利便性を向上させることが課題として挙げられる。

#### (2) 異なる交通機関間の接続強化

##### 1) 分散した交通結節点の改善

鳥羽駅周辺には市内の地域公共交通が集結するものの、近鉄・JR鳥羽駅、鳥羽バスセンター、鳥羽マリンターミナル定期船のりばが物理的に離れて立地するとともに、異なる呼称であるため、特に市外からの来訪者にとって分かりにくい状況にある。また、路線バスは鳥羽駅と鳥羽バスセンターを発着するものがあり、混乱をきたしている点も課題として挙げられる。他にも路線バスと伊勢湾フェリーの結節、近鉄松尾駅での路線バスとの接続も課題である。

##### 2) 情報面での接続強化

来訪頻度の低い日帰り観光客の取り込みを図る上で、路線バス・定期航路の認知度向上及び定期船のりばへの円滑な誘導動線の確保が課題である。また、定期航路、路線バス、鉄道の運行等に関する情報に関しては、各のりばに設置した公共交通案内システムなどの改善が見られるが、観光目的の路線バス、定期航路利用者から「情報不足」に対する要望が引き続きあることから、その対応が課題として挙げられる。

### 4.2.2 路線バスに関する課題

#### (1) 市民ニーズへの対応

鳥羽市内を運行する路線バスは近鉄鳥羽駅と道路を挟んだ東側に隣接する鳥羽バスセンターと、近鉄鳥羽駅の駅舎下に平成24年度に開設した鳥羽駅バス停を中心に、各地域の拠点まで放射方向に運行されている。このうち「かもめバス」については、バス停の新設や廃止のほか、遠距離利用や観光利用を考慮した市役所や銀行の立地する中心市街地区間を経由しない便や、市民が利用する生活関連施設・立ち寄り施設への接続などの路線の再編成を行ってきた。しかし、その後も増便や新規バス停設置などの要望が存在している。これらの対応も含め、まちの魅力度（住みやすさ）を向上するための見直しが課題として挙げられる。



## (2) バス不便地域の解消

バス・鉄道がカバーしていない千賀町・堅子町は、スクールバスに高齢者が混乗することで対応しているが、児童・生徒の減少により近い将来、スクールバスが廃止されることが予想される。当該地域において自動車を持たない高齢者などからの移手段の確保にかかる要望も強く、公共交通の確保が課題として挙げられる。

## (3) 地域政策としてのバス運行の必要性と経営効率性とのバランス調整

近年の市内の路線バスの利用者数は横ばい傾向で推移しているものの、運行収入は乗継割引券の導入など割引制度の拡充に伴い減少しており、行政による運行委託額も年間約 8.3 千万円に達する。

今後は、将来に向けた持続性のあるバス運行の実現により、安定した移動サービス提供を図るため、路線バスの利便性向上と並行して、乗客数にあわせた適正な運行方法についても同時に着眼し、両者のバランス調整を行うことが課題として挙げられる。

## 4.2.3 市営定期航路に関する課題

### (1) 厳しい事業環境の中での定期航路事業の存続

定期航路事業は、離島住民の生活交通として、また観光アクセスとして欠くことができないものであるが、離島人口の減少、原油価格の高騰等、厳しい事業環境下にあり、市の負担である繰入金を毎年計上し、大きな行政負担が発生している。このような中で、存続に向けた取り組みが課題として挙げられる。

### (2) 定期航路の運航基盤の変更に対応した運航形態の検討

今後の基盤整備としては、老朽化した中之郷定期船事務所の建て替えの検討と、船舶の老朽化や経営改善に対応した船舶小型化について検討し、建造計画を進める予定である。

小型船の導入検討および導入に伴う運航基盤の変更に対応した新たな運航形態の検討が課題として挙げられる。

### (3) 定期航路に対するニーズへの対応

定期航路の主な利用者である離島住民の要望として「運航本数の増発」と「最終便の延長」が根強い。また、離島住民はもとより、中之郷地域を中心とする本土側の住民からもマリンターミナル～中之郷間便の復活の要望がある。限られた財源と厳しい事業環境の中で、可能な範囲で対応することが求められる。

### (4) 観光客による定期航路利用の促進

離島住民の減少が進む中で、需要拡大の観点から、観光客の利用促進が課題である。

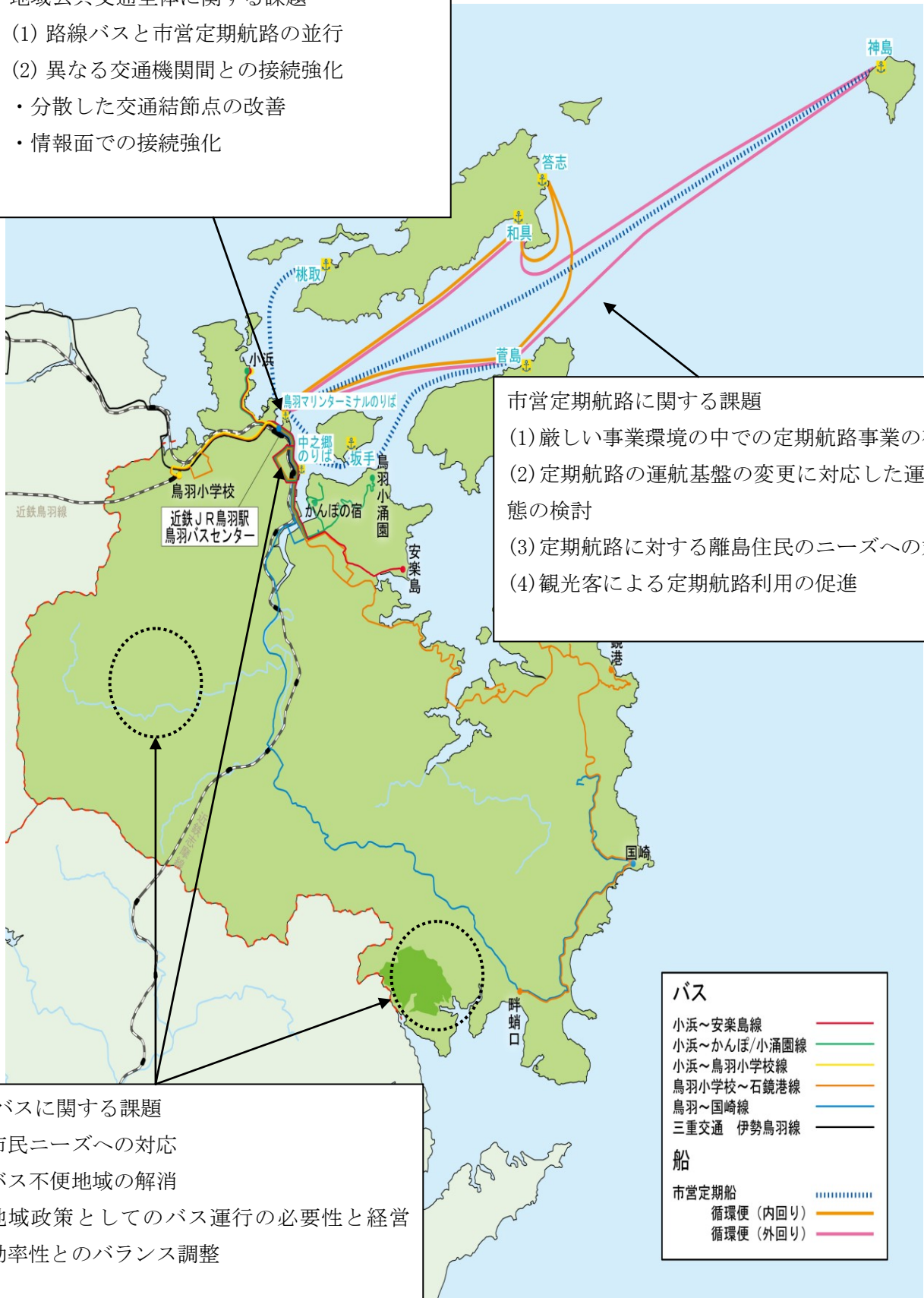
現状は、離島宿泊者で、「数年に1回又は今回限り」という、鳥羽市の地理等に詳しくない来訪者の利用が中心である。離島宿泊者の増加と、日帰り観光客や鳥羽市旅館街宿泊者等、新たな客層の取り込みが課題として挙げられる。

※鳥羽市の諸計画における公共交通施策の位置づけ（抜粋）

1. 総合計画（第五次、平成 23 年度～平成 32 年度）  
…市営バスと定期船の一体定期的な運行システムの構築などにより、公共交通の利便性を向上させます。
2. 都市マスタープラン（平成 23 年度～平成 27 年度）  
…公共交通の方針
  - ① 公共交通の一体的な取組み
    - ・バス、市営定期船経営の健全化を推進するため、効率のよい運行（運航）をめざすとともに、市民・事業者で支えていく仕組みを検討します。
  - ② 公共交通のバリアフリー化の促進
    - ・公共交通ターミナルや歩行者空間、輸送機関等におけるバリアフリー化を進めます。
  - ③ バスの利便性の向上
    - ・バスについては、日常生活の利便性の確保や地域コミュニティの活性化に寄与する交通機関として、他の公共交通（市営定期船・鉄道）への乗り継ぎ時の利便性の向上や、道路整備と連携した停留所の配置の見直しを行います。
  - ④ 鉄道サービスの充実
    - ・JRについては、輸送時間の短縮化を図るため、「快速みえ」の増便と多気－鳥羽間の複線電化を働きかけています。
    - ・鉄道利用を促進するため、JR 鳥羽駅前広場の利便性および機能性向上に努めます。
3. パールプラン 2 1 【鳥羽市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画】  
（平成 24 年度～平成 26 年度）  
…移動手段の確保  
65 歳以上の高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯も増加傾向にあり、高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、安心して快適な生活を支える福祉サービスをはじめとする支援体制の充実を図ります。
4. 観光基本計画（平成 20 年度～平成 27 年度）  
…多様な観光魅力を持つ市内各地への 2 次交通整備
  - ・鳥羽駅および鳥羽港を起点として、伊勢・二見・鳥羽周遊バス「CANばす」や路線バス、市営定期船の運行体制および形態の検討により、南鳥羽や離島への 2 次交通の充実を図ります。
  - ・離島への市営定期船については、新たに導入する高速船の就航に伴い、観光客の立場に立った運航ダイヤの工夫や離島間連絡航路の導入等を検討します。

地域公共交通全体に関する課題

- (1) 路線バスと市営定期航路の並行
- (2) 異なる交通機関間との接続強化
  - ・分散した交通結節点の改善
  - ・情報面での接続強化



市営定期航路に関する課題

- (1) 厳しい事業環境の中での定期航路事業の存続
- (2) 定期航路の運航基盤の変更に対応した運航形態の検討
- (3) 定期航路に対する離島住民のニーズへの対応
- (4) 観光客による定期航路利用の促進

路線バスに関する課題

- (1) 市民ニーズへの対応
- (2) バス不便地域の解消
- (3) 地域政策としてのバス運行の必要性和経営効率性とのバランス調整

バス	
小浜～安楽島線	— (Red line)
小浜～かんぼ/小満園線	— (Green line)
小浜～鳥羽小学校線	— (Yellow line)
鳥羽小学校～石鏡港線	— (Orange line)
鳥羽～国崎線	— (Blue line)
三重交通 伊勢鳥羽線	— (Black line)
船	
市営定期船	— (Dotted blue line)
循環便 (内回り)	— (Orange line)
循環便 (外回り)	— (Pink line)

#### 4.3 本計画の目標

鳥羽市における地域公共交通の課題を踏まえ、地域公共交通総合連携計画の目標を設定する。

目標は、従来の地域公共交通総合連携計画を基本的に踏襲し、さらに発展させたものとする。具体的な項目と内容を以下に示す。

##### 4.3.1 全体目標

###### 路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立

鳥羽市民の生活に密着し、地域間の連携や一体感を生み出し、また鳥羽市を訪れる観光客のニーズに対応することで、地域の活性化に寄与する、「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立を目指す。

##### 4.3.2 個別目標

###### (1) 地域特性や市民・利用者ニーズに合った交通体系の構築

鳥羽市の地域特性に合い、市民や利用者のニーズにも対応した交通体系を、公共交通施策の観点からだけでなく、他の施策と連携しつつ構築を進める。また、移動制約者や交通不便地域への対応を考慮した新しい交通手段の導入検討を行う。

###### (2) 路線・手段間の結節の改善・強化

路線バス・市営定期航路網が一体として機能するものとなることを目指す。そのために、交通結節点の整備や案内システムの改善・整備、路線の見直しを進める。また、鉄道や伊勢湾フェリーとの連携についても配慮する。

###### (3) 経営の健全化に向けた運行（運航）の効率化

路線バス、市営定期航路とも、運行（運航）のための市の行政負担が増大する傾向にある点を改善するため、経営状態の健全化に向けた効率の良い運行（運航）を目指す。

###### (4) 効果的な情報発信による公共交通の認知度の向上

市民の意向を十分に把握、反映させるとともに、愛されて利用されるよう、効果的な情報発信を進め、市民を中心に、公共交通の認知度向上（それによる需要創出）を図る。また、国際観光文化都市にふさわしい観光客への公共交通に関する情報発信も併せて行う。

###### (5) 観光振興に寄与する交通サービスの提供

観光客のニーズに合わせたわかりやすい公共交通を確保し、利便性を向上することで観光客に満足感を与え、観光客と市民との交流を促進し、鳥羽市の振興に貢献する交通体系となることを目指す。

### 4.3.3 数値目標

鳥羽市内の路線バス及び市営定期航路の年間利用者数は、人口減少に伴う減少傾向が予想される。

そこで本連携計画では、平成 23 年度の実績に基づき目標設定を行い、公共交通の利用者数減少に歯止めをかけ、将来に向けた公共交通の持続性の向上を図るものとする。

以上を踏まえ、本連携計画における数値目標を以下に示す。

表 市内公共交通全体の数値目標

評価指標	現状 (平成 23 年度)	数値目標 (平成 27 年度時点)	対応する 個別目標
市民満足度※	2.58	2.85	(1) (2) (4)
乗継割引券利用枚数	6,112 枚	10,000 枚	(2)
運行（運航）収益比率 (運行・運航収益/総費用（総歳出）)	路線バス 32.25% (収入 41,453 千円/支出 128,511 千円)	路線バス 40%	(3)
	市営定期船 61.49% (収入 349,585 千円/支出 568,529 千円)	市営定期船 61.5%	
公共交通利用者数	路線バス乗車人数 (鳥羽市委託路線) 232 千人/年	路線バス乗車人数 (鳥羽市委託路線) 258 千人/年	(1) (4)
	市営定期航路 乗船人数 831 千人/年	市営定期航路 乗船人数 831 千人/年	
周遊券発券枚数	路線バス 6,371 枚	路線バス 7,000 枚	(5)
	市営定期船 1,151 枚	市営定期船 1,500 枚	

※第五次鳥羽市総合計画の市民アンケートによる数値であり、最高点が 5 点で最低点が 1 点となる。

(モニタリング計画)

- ・公共交通利用者数（かもめバス）
  - (i) 評価指標  
路線バスの年間利用者数及び乗車券別の利用者数とする。
  - (ii) 把握方法  
三重交通㈱の資料を基に整理・分析する。また、利用者の評価を把握するため、利用者にヒアリング調査又はアンケート調査を実施する。
- ・公共交通利用者数（定期航路）
  - (i) 評価指標  
定期航路の年間利用者数及び乗車券別の利用者数とする。
  - (ii) 把握方法  
市営定期航路の旅客輸送実績を基に整理する。
- ・乗継割引券発券枚数
  - (i) 評価指標  
乗り継ぎ利用者数とする。
  - (ii) 把握方法  
定期船課の資料を基に整理する。
- ・周遊券発券枚数
  - (i) 評価指標  
チケットの利用枚数とする。
  - (ii) 把握方法  
定期船課、三重交通㈱の資料を基に整理する。

表 生活交通ネットワーク計画における数値目標

平成 25 年度生活交通ネットワーク計画

交通機関	評価指標	数値目標
路線バス	各路線利用者数	小浜・鳥羽小学校ルート 14,000 人
		小浜・安楽島ルート 36,000 人
		小浜・かんぼの宿鳥羽/小涌園ルート 43,000 人
		鳥羽・国崎ルート 67,000 人
		鳥羽小学校・石鏡港ルート 70,000 人
		合計 230,000 人
市営定期航路	航路利用者数	平成 23 年度利用者数 831 千人 離島住民の減少率を上回らない減少率を目指す。

## 5. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

### 5.1 計画目標の実現に向けた取り組みの基本方針

先に示した本計画の目標の実現に向けて、路線バス及び市営定期航路における取り組みの基本方針を以下に示す。

表 計画目標と交通手段別の基本方針との関係

連携計画 の全体目標・個別目標	各交通手段の基本方針	
	路線バス	市営定期航路
路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活に密着し、地域コミュニティの活性化に寄与するよう、市民の意向を把握の上、必要に応じて系統（道順）や停留所配置、ダイヤなどを逐次見直す。</li> <li>○ 市営定期航路との連携を強化し、特に離島住民が本土の各地に行きやすくする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた交通資源（5隻運航）の中で、通勤、通学、私用、観光など多様な目的に対応した運航計画を策定する。</li> </ul>
(1) 地域特性や市民・利用者ニーズに合った交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の特性や市民・利用者ニーズに合った交通体系、路線バスと定期航路との連携を考慮した交通体系を構築する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者、障がい者、学生などの移動制約者や不便地域のために新たな施策を導入する。</li> </ul>	
(2) 路線・手段間の結節の改善・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民はもとより国内外の観光客にも分かりやすく使いやすいように交通結節点や案内システムの改善・整備を行うとともに、各路線・ダイヤの見直しを図る。また、他の機関との連携についても配慮する。</li> </ul>	
(3) 経営の健全化に向けた運行（運航）の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営状態を健全化していくため、効率の良い運行を目指すとともに、関係者みんなでバスを支えていく仕組みを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期船が担うべき領域へ効果的に人的・物的資源の投入を図り、効率的な輸送の確保を目指す。</li> </ul>
(4) 効果的な情報発信による公共交通の認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの方々に愛されて利用されるよう、効果的な情報を発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光客への効果的な情報発信を行い、新たな需要を喚起する。</li> </ul>
(5) 観光振興に寄与する交通サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥羽観光の振興に貢献する交通体系となるよう、利用ニーズに合せた土休日運行の見直しを逐次行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離島観光の振興と定期船の利用促進の双方に貢献する交通体系を目指す。 また、新チケット導入などによる利便性向上を図る。</li> </ul>

## 5.2 連携計画にかかる事業の全体像

路線バス及び市営定期航路における取り組みの基本方針を踏まえ、本連携計画に位置付けた目標達成のために行う事業を以下に示す。

基本方針 目標達成のために行う事業		基本方針と事業との対応					実施予定 年度	実施主体	
			(1)	(2)	(3)	(4)			(5)
		「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立	ニーズに合った交通体系の	強化 路線・手段間の結節の改善・	運行（運航）の効率化	公共交通の認知度の向上			観光振興に寄与する交通サービス の提供
A 路線バス	① バス運行事業	○		○	○		○	H24～27	鳥羽市、三重交通株式会社、鳥羽市地域公共交通会議、鳥羽市観光協会
	② 移動不便者解消事業	○	○					H24～27	鳥羽市
	③ 観光イベント事業					○	○	H24～27	鳥羽市、三重交通株式会社、鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会、鳥羽旅館事業協同組合
	④ 広告事業				○			H24～27	鳥羽市、三重交通株式会社
B 市営定期航路	⑤ 定期航路事業	○		○	○			H24～27	鳥羽市
	⑥ 小型船の導入検討事業	○			○		○	H24～27	鳥羽市
C 路線バス・市営定期航路共通	⑦ 路線バス・市営定期航路広報事業			○		○	○	H24～27	鳥羽市、三重交通株式会社
	⑧ 新チケット導入事業		○		○		○	H24～27	鳥羽市
	⑨ 防災訓練事業	○							鳥羽市、三重交通株式会社



## 5.3 個別事業計画

### ①バス運行事業

#### 1) 実施目的

「かもめバス」各路線について運行計画に基づき運行する。それとともに鉄道・航路との連絡を改善し、また住民ニーズに沿ったダイヤの見直しを逐次行う。

#### 2) 事業概要

- (i) 「かもめバス」を安全・安定的に運行し、市民・移動者の足を確保する。
- (ii) 鳥羽駅や近鉄松尾駅での鉄道との連絡を調整して、可能な限り乗り継ぎの利便性を向上させる。(特に通学・通勤時間)
- (iii) 鳥羽マリナーミナルにおける定期航路との連絡を調整して、可能な限り乗り継ぎの利便性を向上させる。(特に通学・通勤時間)
- (iv) 医療機関への通院や商業施設への買い物などの利便が向上するようなダイヤの見直しをする。
- (v) 鳥羽バスセンターや各バス停での表示方法の見直しを行い、利用者の利便性を向上させる。

#### 3) 実施主体

鳥羽市、三重交通(株)、鳥羽市地域公共交通会議、鳥羽市観光協会  
(国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、地域協働推進事業補助金を活用)

#### 4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

### ②移動制約者対策、交通不便地域解消事業

#### 1) 実施目的

移動制約者対策、交通不便地域解消のための交通施策を関係部署とともに検討を行い、事業を展開する。

#### 2) 事業概要

- (i) 交通不便地域のニーズに応じた交通施策を、関係部署とともに検討を行う。
- (ii) 福祉車両による高齢者等外出支援事業を平成 25 年度より行う。

#### 3) 事業主体

鳥羽市

#### 4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

### ③集客のための観光イベントの実施

#### 1) 実施目的

バスの利用者数・運賃収入増加のために鳥羽市の観光資源とタイアップしたイベントを企画・開催する。

2) 事業概要

利用促進につながるイベントの開催

3) 事業主体

鳥羽市、鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会、鳥羽旅館事業協同組合

4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

④ 広告事業

1) 実施目的

新たな収入確保として広告事業を展開する。

2) 事業概要

「かもめバス」車内に広告スペースを設定して、事業やイベント情報などの広告宣伝を希望する事業者には有料掲示を促して新たな収入を確保する。

3) 事業主体

鳥羽市、三重交通株

4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

⑤ 定期航路事業

1) 実施目的

定期航路、鉄道、バス、船の連絡がスムーズにいくとともに、住民ニーズに沿ったダイヤの見直しを行う。

2) 事業概要

- (i) 定期航路を法令遵守の下で安全・安定的に運航し、市民・移動者の足を確保する。
- (ii) 鳥羽マリンターミナルにおける「かもめバス」との連絡を調整し、可能な限り乗り継ぎしやすくすることにより、通勤、通学、買い物、通院などの移動の利便性を向上させる。
- (iii) J R・近鉄鳥羽駅との連携を図り、市外への通学、通勤及び通院などへの移動を容易にする。

3) 事業主体

鳥羽市

(国の離島航路運営費等補助金、地域協働推進事業補助金を活用)

4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

⑥ 小型船の導入検討

1) 実施目的

老朽化している船舶の代替として、経営改善やサービスの向上を踏まえた小型船の導入を検討する。

## 2) 事業概要

- (i) 市営定期航路における小型船の運航によるサービス基準や運航の安全性の検証を行う。
- (ii) 小型船での運航が可能な航路での運航形態をダイヤグラム化し、運航の可能性を検証するとともに、船員の労働条件変更の可否を確認する。
- (iii) 小型船の導入により減少する船員費や燃料費、船舶維持管理費など運航経費の試算を行い、経営の健全化に繋がる効果検証を行う。
- (iv) 小型船の建造にかかる工期と経費を試算して、建造にかかる財源の確保について検討する。

## 3) 実施主体

鳥羽市

## 4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

## ⑦路線バス・市営定期航路広報事業

### 1) 実施目的

路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の実現に向けた様々な取り組みを引き続き PR することにより公共交通利用の促進を促す。

### 2) 事業概要

- (i) 市営定期船から「かもめバス」、「かもめバス」から市営定期船への乗り継ぎ方法などを市の広報紙や行政放送、HP などを利用して広く周知する。
- (ii) かもめバスや市営定期船の運行（運航）情報や観光名所などに関連する周遊コースなどの紹介をHPやパンフレット等で広く周知する。

### 3) 実施主体

鳥羽市、三重交通株

### 4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

## ⑧新チケット導入事業

### 1) 実施目的

新チケットの導入に取り組むことにより、利用者数・運賃収入の増加を図る。

### 2) 事業概要

往復チケット、記念チケットなどの新チケット導入に取り組むことにより、旅客収入の増加を図る。

### 3) 実施主体

鳥羽市

### 4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

⑨防災訓練事業

1) 実施目的

災害時に乗客の安全を守り、被害を最小限にするため訓練を行い、防災意識の高揚を図る。

2) 事業概要

災害を想定した訓練を実施する。

3) 実施主体

鳥羽市、三重交通株

4) 事業年度

平成 24 年度～平成 27 年度

## 6. 本計画の推進及び見直し

### 6.1 鳥羽市地域公共交通会議

鳥羽市地域公共交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の2つの機能を有する組織であり、本計画の策定及び実施を担う組織として位置づけられる。具体的には以下の体制からなる。

鳥羽市地域公共交通会議（本会議）は、本計画全体の検討・承認を行う上位組織である。

バス幹事会および定期航路幹事会は、それぞれの具体的な施策（路線・運行等）の検討を行う組織である。委員構成は別項に示す。

この会議で各バス系統・航路に関する生活交通ネットワーク計画も策定する。ネットワーク計画は本連携計画の実行計画として位置づけ、各年見直しを行う。



## 6.2 協議・検討の進め方

地域公共交通会議を中心とした、地域公共交通の協議・検討の進め方を以下に示す。

### (1) 課題の抽出

毎年開催される地域公共交通会議にて提示された課題、問題点を抽出する。また、事業検証の結果、出された課題についても同様とする。

### (2) 重点施策の決定

課題の中よりその年の重点施策を決定し、それについて施策を検討する。

### (3) 施策の実施

施策を効率よく実施する。

### (4) 施策の検証

その年に講じた施策について検証を行う。



表：各年度の具体的なスケジュール

時 期	内 容
9月～10月	・地域公共交通会議で改善方法協議 (公共交通利用者数、運行・運航収入等についての統計資料提出)
11月	・予算要望
12月～2月	・ダイヤ改正等の承認・認可申請 ・施策評価の準備 (市民アンケートなど)
3月	・施策の検証 ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
4月～6月	・国の事業評価 ・地域公共交通確保維持改善事業の事業承認
7月～8月	・課題解消に向けた案の策定

## 各年度のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度												
	バスマップ作成		バスの乗り方教室			交通不便地域 (加茂地区)福祉バス運行開始	交通不便地域 (千賀・堅子)スクールバス運行継続					
	事業の第三者評価			改善の具体案作成								
	生活ネットワーク計画策定		地域公共交通確保維持改善事業認定申請			具体案協議	予算要望		ダイヤ改正等の承認			地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
平成26年度												
	鏡浦中学校を鳥羽東中学校へ統合			改善の具体案作成								
	事業の第三者評価											
	生活交通ネットワーク計画策定		地域公共交通確保維持改善事業認定申請			具体案協議	予算要望		ダイヤ改正等の承認			地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
平成27年度												
	第3次連携計画案策定											
	事業の第三者評価											
	生活交通ネットワーク計画策定		連携計画策定のための調査業務(アンケート含む)	改善の具体案作成		具体案協議	予算要望					
			地域公共交通確保維持改善事業認定申請						ダイヤ改正等の承認 第3次連携計画検討会議			地域公共交通確保維持改善事業の自己評価 第3次連携計画策定

● 地域公共交通会議開催(予定も含む)